

令和7年度 第8回庁議要旨

日時：令和7年7月25日（金）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 字の区域を変更することについて（市民生活部）

宮城北部森林管理署が管理する国有林野（土地）において、今後入札による土地の売払いを予定しているが、該当する土地はどこの字にも属さないため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条の規定に基づく不動産登記（土地表題登記）ができない状況となっている。

このため、宮城北部森林管理署から当該土地について、字の区域を変更するよう依頼があった。

公有地の適正な管理及び国の事務事業の円滑な推進に資するため、該当する土地について字の区域を変更するもの。

(1) 主な内容

区域を変更する字名	国有林野所在	面積	今後の予定
渡波字浜曾根山	渡波字浜曾根山1番42地先のうちの一部	① 770.82㎡	令和8年3月頃 売却予定
		② 1007.79㎡	
		③ 375.17㎡	

(2) 今後の予定

令和7年9月 市議会第3回定例会に字の区域を変更することについて提案
市議会議決後、変更する区域として告示

2 民間保育園の開設に伴う石巻市立水押保育所及び石巻市立水明保育所の廃止について（保健福祉部）

水押保育所は建設後52年、水明保育所は建設後47年経過しており、老朽化が著しい状況にあることから、「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」において、両施設を廃止し、統合した代替の保育施設を民間事業者により整備することとしている。

廃止を予定している水押保育所及び水明保育所においては、令和5年度より、入所児童の保護者向けに説明会を開催し、今後の対応等の説明を行ってきた。

また、民間保育園の開設にあたり、令和6年3月に、土地の無償貸付を条件に設置・運営事業者の公募を開始し、同年8月に（仮称）大橋保育園設置・運営事業者選定委員会において事業者の選定を行い、令和8年4月に（仮称）大橋保育園が開設される予定となっている。

民間誘致による（仮称）大橋保育園の開設に併せ、水押保育所及び水明保育所を廃止するもの。

(1) 主な内容

【廃止する施設の概要】

保 育 所 名	水押保育所	水明保育所
所 在 地	石巻市水押二丁目 1 1－2 0	石巻市水明一丁目 1 2－2 1
定 員	3 5 人	3 0 人
入所児童数	3 4 人	2 8 人
職 員 数	1 9 人(うち、会計年度任用職員 5 人)	1 5 人(うち、会計年度任用職員 4 人)
建 物 構 造	木造(平屋建)	木造(平屋建)
敷 地 面 積	1, 9 8 8 m ²	1, 3 8 3 m ²
延 床 面 積	5 2 2. 8 m ²	4 2 8. 1 m ²
建 築 年 度	昭和 4 8 年度	昭和 5 3 年度

※入所児童数及び職員数は令和 7 年 6 月 3 0 日時点の人数。

(2) 今後の予定

令和 7 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市保育所条例の一部改正について提案

(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

関係規則等の一部改正(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)

(石巻市保育所条例施行規則、石巻市行政組織規則、石巻市文書取扱規程、石巻市公印規程)

令和 8 年 3 月 水押保育所及び水明保育所の閉所

3 いしのまき観光大使の新規委嘱について(産業部)

観光大使は、観光・物産の P R や、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切にし、現在 2 4 名 1 組を委嘱しているが、随時新規委嘱について検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 新規委嘱者(令和 7 年 8 月 1 日付け)

以下の者を、令和 7 年 8 月 1 日付けで、新規にいしのまき観光大使として委嘱するもの。

- ・新浜 レオン：演歌歌手。令和 7 年 8 月 1 日に石巻かわまち交流広場にて「石巻復興ミニライブ」の開催を予定している。

イ 任期

委嘱した日から起算し 3 年目の年度の末日まで(再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う)。

ウ 報酬等

- ① 無報酬(ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する)。
- ② 観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

(2) 今後の予定

令和7年8月 委嘱状交付、記念品の贈呈

4 あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について（産業部）

本市管理の第1種漁港「小網倉漁港」において、船揚場を整備するにあたり、当漁港東側の公有水面を埋め立てて用地を確保するため、宮城県知事からの免許を受け、公有水面の埋立てが完了した。

埋立てが完了し、船揚場となった区域について、市域として追加するもの。

(1) 主な内容

第1種漁港「小網倉漁港」の船揚場用地として造成が竣功したことに伴い、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を本市の区域内に生じた土地として確認するとともに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。

【市域編入区域】

埋立区域 石巻市小網倉浜小網倉85番に隣接する公有水面

埋立面積 676.35平方メートル

竣功認可日 令和7年6月17日

(2) 今後の予定

令和7年 9月 市議会第3回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について提案

- 10月 ・石巻市長へあらたに生じた土地の確認書を届出
・あらたに生じた土地について告示

5 下水道使用料の改定及び排水設備工事の運用の見直しについて（建設部）

本市の下水道使用料収入は、普及率や水洗化率の上昇とともに令和3年度まで増加傾向で推移してきたが、少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少により令和4年度以降減少に転じており、今後も下水道使用料収入が減少していくことが見込まれている。

一方、流域下水道維持管理負担金の単価の上昇や老朽化が進む処理場等の修繕・改修などにより、汚水処理に要する経費の増加が見込まれているが、平成17年4月の市町合併時の下水道使用料の統一以降、消費税率の改定を伴うものを除いて料金改定をしていないこともあり、下水道使用料収入のみで汚水処理に要する経費を賄うことができず、不足部分を一般会計からの基準外繰入金で補填している状況となっている。

このような状況を踏まえ、令和7年3月、下水道事業運営審議会へ諮問を行い、令和10年度末時点で経費回収率が100%を維持できる改定幅での下水道使用料の改定を行うことに加え、経営改善等に取り組む必要がある旨の付帯意見が付された答申を受けた。

また、国土交通省は、能登半島地震の際、多くの家屋での排水設備等の破損や指定工事店の被災によって排水設備等の復旧が遅れたことや、政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を

背景として、全国の自治体の下水道事業の標準となる「標準下水道条例」を令和6年2月及び令和7年4月に改正した。

下水道使用料の改定を行うとともに、標準下水道条例の改正を踏まえ、本市においても排水設備工事の運用の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 下水道使用料の改定

下水道事業運営審議会からの答申を踏まえ、以下のとおり下水道使用料の改定を行うもの。

① 算定期間 令和8年度から令和11年度までの4か年

② 改定率及び使用料体系（税抜き）

区分		改定案	現行	差額	改定率
基本使用料（0～10 m ³ まで）		<u>1,475 円</u>	<u>1,300 円</u>	175 円	13.5%
使用 料 従 量	10～50 m ³ まで	<u>235 円</u>	<u>195 円</u>	40 円	20.5%
	51～200 m ³ まで	<u>265 円</u>	<u>235 円</u>	30 円	12.8%
	201～500 m ³ まで	<u>280 円</u>	<u>265 円</u>	15 円	5.7%
	501 m ³ 以上	<u>290 円</u>	<u>285 円</u>	5 円	1.8%

③ 改定時期 令和8年4月使用分（5月検針による6月請求分）から

イ 排水設備工事の運用の見直し

① 災害その他の非常の場合における排水設備等の新設等の工事

排水設備等の新設等の工事は、別に定める場合を除き、市長の指定を受けた者でなければ行うことができないとしているものを、災害その他の非常の場合で、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができるよう見直すもの。

② 排水設備工事責任技術者の兼任

排水設備工事責任技術者の要件を「営業所ごとに専属する者」から「選任する者」とし、同一の県の区域内における他の営業所との兼任を認めるよう見直すもの。

(2) 今後の予定

令和7年 9月 市議会第3回定例会に石巻市下水道条例、石巻市浄化槽事業条例、石巻市農業集落排水処理施設条例、石巻市漁業集落排水処理施設条例の一部改正案及び関係補正予算案について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

10月 市ホームページ等で下水道使用料の改定内容を市民に周知

令和8年 5月 新料金体系での検針開始

[報告事項]

1 石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合の規定の明確化について（危機管理部）

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により勤務等に從事することができない場合、市町村は休業補償を支給することとされているが、休業補償を行わない場合については、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令」に基づき定めている。

令和7年6月18日、「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令の一部を改正する省令」が公布され、休業補償を行わない場合の規定の見直しが行われた。

国の改正省令に合わせ、本市においても消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合における規定を明確化したもの。

(1) 主な内容

石巻市消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則において、「留置施設に留置されている場合」を明記する。

(2) 今後の予定

なし

2 石巻市母子・父子家庭医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げについて（保健福祉部）

本市では、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金を活用し、18歳の年度末までの児童がいる母子・父子家庭及び父母のない18歳の年度末までの児童に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父等の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

令和6年7月、児童扶養手当法の所得制限限度額が改正されたことに伴い、令和7年3月、その基準を準用している宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正された。

県の要綱改正に合わせ、本市においても母子・父子家庭医療費助成事業における所得制限限度額の引き上げを行ったもの。

(1) 主な内容

母子・父子家庭医療費助成の受給資格の更新時期に合わせ、令和7年10月1日付で母子家庭の母又は父子家庭の父の所得制限限度額の引き上げを行うもの。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	改正後	現 行
0人	<u>1,700,000円</u>	<u>1,540,000円</u>
1人	<u>2,080,000円</u>	<u>1,920,000円</u>
2人	<u>2,460,000円</u>	<u>2,300,000円</u>
3人	<u>2,840,000円</u>	<u>2,680,000円</u>
4人	<u>3,220,000円</u>	<u>3,060,000円</u>
5人	<u>3,600,000円</u>	<u>3,440,000円</u>

(2) 今後の予定

なし

3 ひとり親家庭等自立支援給付金事業の所得要件等の拡充について（保健福祉部）

本市では、ひとり親家庭の主体的な能力開発や資格取得を支援し、自立の促進を図ることを目的に、「ひとり親家庭等自立支援給付金事業」を実施し、平成22年度から「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練促進給付金」、平成31年度から「高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金」を支給している。

令和6年7月、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則、各事業の実施要綱が改正され、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の所得要件等が拡充された。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令等の改正に伴い、本市においてもひとり親家庭等自立支援給付金事業の所得要件等を拡充したもの。

(1) 主な内容

給付金の拡充内容

給付金名称	改正点	改正後	改正前
自立支援教育訓練給付金	所得要件	・ <u>廃止</u>	・ <u>児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準</u>
	支給額	・ 受講終了後 受講費用の6割 ※支給上限額：160万円 （年額40万円×修業年数4年） ※1万2千円以下の場合は支給対象外。 ・ <u>受講終了後、1年以内に資格取得し、就職したとき</u> <u>受講費用の8.5割</u> ※支給上限額：240万円 （年額60万円×修業年数4年） ※既に6割支給されている場合は、差額を支給。	・ 受講終了後 受講費用の6割 ※支給上限額：160万円 （年額40万円×修業年数4年） ※1万2千円以下の場合は支給対象外。
高等職業訓練促進給付金	所得要件	・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準 ・ <u>所得水準を超過した場合であっても、その後、1年に限り引き続き対象とする。</u>	・ 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	所得要件	・ <u>廃止</u>	・ <u>児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準</u>

(2) 今後の予定

なし

【その他】

- ・ 防災行政無線テレホンサービスについて（危機管理部）
- ・ 川開き祭りについて（産業部）

以上